



# 報酬等に関する開示事項

## 1.当行（グループ）の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

### （1）「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」（合わせて「対象役職員」）の範囲については、以下のとおりであります。

#### ①「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役および監査役であります。なお、社外取締役および社外監査役を除いております。

#### ②「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行およびその主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はおりません。

#### （ア）「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、当行の連結総資産に対する当該子法人等の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であります。該当する連結子法人等はありません。

#### （イ）「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、当行の有価証券報告書記載の「役員区分ごとの報酬の総額」を同記載の「対象となる役員の員数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

#### （ウ）「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」の範囲

「グループの業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるもの」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループ、主要な連結子法人等の業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

### （2）対象役員の報酬等の決定について

当行では、取締役の報酬の総額は、株主総会の決議をもって定めています。その配分については、株主利益との連動性確保と持続的な企業価値の向上を図るために、任期中の成果や貢献度を重視し、取締役会において決定しております。また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

### （3）報酬委員会等の構成員に対して払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

	開催回数（平成27年4月～平成28年3月）
取締役会	2回

（注）報酬等の総額については、報酬委員会等の職務執行に係る対価に相当する部分のみを切り離して算出することができないため、報酬等の総額は記載しておりません。

## 2.当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

### （「対象役員」の報酬等に関する方針）

当行は、株主利益との連動性確保と持続的な企業価値の向上を図ることを目的に、取締役に対し当期純利益を基準とした業績連動型報酬を導入しております。取締役の報酬の総額は、株主総会の決議をもって定めております。その配分については、任期中の成果や貢献度を重視し、取締役会において決定しております。

具体的な役員報酬制度といしましては、役員の報酬等の構成を、  
・基本額  
・業績加算額

としております。

なお、取締役は、月額報酬の一定割合を当行役員持株会に毎月拠出し、自己株式の取得に充当しております。取得した株式は、在任期間及び退任後1年間は譲渡できないものとし、株主価値との連動を図る中長期的なインセンティブ報酬（自社株取得型報酬）と位置付けております。

また、監査役の報酬の個人別の配分については、監査役の協議に一任されております。

## 3.当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会で役員全体の報酬総額が決議され、決定される仕組みになっております。

## 4.当行（グループ）の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

### 対象役職員の報酬等の総額

（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

区分	人数 (人)	報酬等の 総額 (百万円)	固定報酬 の総額		変動報酬 の総額		退職慰労 金
			基本額	基本額	基本額	基本額	
対象役員 (除く社外役員)	8	178	168	168	9	9	—
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—

（注）対象役員の株式報酬型ストックオプション、賞与については該当ありません。

## 5.当行（グループ）の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

特段、前項までに掲げたもののほか、該当する事項はございません。